

# [ ] 全体についての防火管理に係る消防計画

## 総 則

### 1 目 的

この全体についての防火管理に係る消防計画（以下「全体の消防計画」という。）は、消防法令に基づき、〔 〕（以下「この建物」という。）の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

### 2 適用の範囲

この全体の消防計画は、この建物内に居住する人やテナントに勤める人《警備会社の派遣警備員も含む。》、出入り業者、お客様など建物に出入りするすべての人に適用する。

### 3 管理権原者、防火管理者及び管理権原の範囲

管理権原者、防火管理者及び管理権原の範囲については、「管理権原者等一覧表」（別表1）のとおり。

#### \* 4 協議会の設置

この建物全体についての防火管理上必要な業務を行うため、〔 〕協議会を設置する。  
協議会設置に関する参考例は、「〔 〕協議会について」（別記1）及び「協議会構成員一覧表」（別記2）のとおり。

※ 協議会を設置する場合は、上記4を記入して下さい。

## 果たすべき役割

### 1 管理権原者

各管理権原者は、次のことを行う。

#### (1) 統括防火管理者の選任（解任）及び届出

\* 各管理権原者は、協議して、統括防火管理者を選任（解任）した時は、所轄消防署長に届け出る。管理権原者に変更がある場合も、その都度協議して、統括防火管理者を選任し所轄消防署長に届け出る。

\* 各管理権原者は、統括防火管理者の選任（解任）について、〔 〕に一任する。一任を受けた〔 〕が統括防火管理者を定め、所轄消防署長に届け出る。

※ 統括防火管理者の選任について、各管理権原者が、その都度協議して、統括防火管理者を選任し届出を行う場合は上段を、主要な者に一任して、統括防火管理者を選任し届出を行う場合は下段を選択して下さい。

#### (2) 統括防火管理者への権限付与

管理権原者は、この建物全体についての防火管理上必要な業務（以下「全体についての防火管理業務」という。）を適切に遂行するために、統括防火管理者に次の権限を付与する。

ア この建物における全体の消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限

イ この建物全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限

ウ この建物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限

エ その他全体についての防火管理業務を行うために必要な権限

#### (3) 全体の消防計画の確認

各管理権原者は、統括防火管理者が作成（変更）する全体の消防計画の確認を行う。

#### (4) 統括防火管理者への指示

各管理権原者は、必要な指示を与え、統括防火管理者に全体の防火管理業務を適切に実施させる。

#### (5) 防火管理者の選任（解任）の報告

各管理権原者は、防火管理者を選任（解任）した場合、所轄消防署長に届け出るとともに、統括防火管理者へ報告する。

### 2 統括防火管理者

統括防火管理者は、次に掲げる全体についての防火管理業務を適切に実施する。なお、次の(2)、(3)、

(4)の業務を行うときは、必要に応じて管理権原者の指示を求める。

(1) 全体の消防計画の作成（変更）及び届出

統括防火管理者は、全体の消防計画を作成し、各管理権原者の確認を受けて所轄消防署長に届け出る。また、当該計画の内容に変更が生じた場合は、全体の消防計画を変更し、同様に各管理権原者の確認を受けて所轄消防署長に届け出る。

(2) 全体の消防計画に基づく消防訓練の実施

「消防訓練（3ページ）」に定めるとおりとする。

(3) 共用部分等の管理

「共用部分等の管理（3ページ）」に定めるとおりとする。

(4) その他全体についての防火管理業務

「その他全体についての防火管理業務（3ページ）」に定めるとおりとする。

(5) 各防火管理者への指示

統括防火管理者は、全体についての防火管理業務を行う場合において必要があると認められるときは、各防火管理者に当該業務の実施のために必要な措置を講ずるよう指示する。なお、統括防火管理者は、防火管理者へ指示を行った場合、指示事項を「指示事項」（別記3）に記録する。

(6) 各管理権原者への報告及び提案

統括防火管理者は、この建物全体の防火管理体制を向上させるため、各管理権原者に防火管理上必要な報告及び提案を行う。

(7) 消防署との連携

統括防火管理者は、この建物全体の防火管理体制を向上させるため、消防署との連携を密にし、必要に応じて、防災教育や消防訓練の指導を依頼する。

### 3 防火管理者

防火管理者は、統括防火管理者が行う全体についての防火管理業務について協力するとともに、次の事項を行う。

(1) 各テナントの消防計画の作成

各防火管理者は、全体の消防計画に適合した各テナントの消防計画（以下「個別の消防計画」という。）を作成する。

(2) 統括防火管理者からの指示内容の遵守

防火管理者は、統括防火管理者から全体についての防火管理業務を実施するために必要な措置を講ずるよう指示された場合は、速やかに指示内容を遵守するとともに、管理権原者にその指示内容を報告する。

(3) 統括防火管理者への報告

各防火管理者は、次に掲げる行為を行う場合にあっては、統括防火管理者に報告する。

ア 防火管理者を選任・解任するとき

イ 個別の消防計画の作成（変更）するとき

ウ 用途（一時的を含む。）を変更するとき

エ 内装変更又は改築等の工事を行おうとするとき

オ 大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物の貯蔵・取扱いを行おうとするとき

カ 臨時に火気を使用しようとするとき

キ 催物を開催しようとするとき

ク 火気を使用する設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行おうとするとき

ケ 個別の消防計画に基づく消防訓練を実施しようとするとき

コ 統括防火管理者から指示された事項を行ったとき

サ 消防用設備等及び特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検を実施したとき

シ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を発見し、又は改修するとき

ス 客席又は避難通路の変更を行うとき

セ 防火管理業務の一部を委託するとき

\* ソ 消防法第8条の2の2に基づく防火対象物点検を実施したとき

タ その他特異な事象

※ 上記ソは、該当する場合に記入して下さい。

## 消防訓練

### 1 訓練の実施時期

統括防火管理者は、この建物全体についての消火、通報及び避難の訓練（以下「全体の訓練」という。）を毎年〔　　〕月と〔　　〕月に実施する。

### 2 訓練の事前連絡

統括防火管理者は、全体の訓練の実施について、事前に各防火管理者に連絡する。

### 3 訓練への参加

各防火管理者は、従業員等に対し、全体の訓練への参加を促すとともに、自らも訓練に参加する。

### 4 訓練記録の保管

統括防火管理者は、全体の訓練を実施した場合には、その結果を記録し保管する。

## 共用部分等の管理

### 1 共用部分等の管理

統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設を適正に管理する。

#### (1) 廊下、階段、避難口、通路等

ア 避難の障害となる物品は置かない。

イ 床面は、避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。

ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。

#### (2) 安全区画、防煙区画

ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。

イ 閉鎖の障害となる物品を置かない。

### 2 避難経路の案内

統括防火管理者は、避難の際の安全を確保するため、必要に応じて避難経路図を掲出する。

## その他全体についての防火管理業務

### 1 工事中の防火管理

#### (1) 共用部分の工事、複数のテナントにわたる工事

共用部分の工事や各テナントにわたる工事をするときには、統括防火管理者は、工事前に施工関係者及び関係する防火管理者と打ち合わせて、火災予防に関して必要な事項を指示し、次の事項を施工関係者に守らせる。

ア 工事中の安全計画書を統括防火管理者へ提出させる。

イ 工事中の施工責任者を選任させる。

ウ 危険物、高圧ガス、溶接機などの持込みや火を使用する作業については、その都度統括防火管理者の承認を受けさせる。

#### (2) テナント内での単独工事

テナント内での単独工事のときは、防火管理者が上記(1)の指導を施工関係者に行い、統括防火管理者に工事の期間と概要を報告する。

#### (3) 各防火管理者への連絡

統括防火管理者は、この建物内で行われる工事について、各防火管理者に連絡する。

#### (4) 工事に伴う消防計画の変更

統括防火管理者と防火管理者は、必要に応じ、工事に伴い全体の消防計画及び各テナントの消防計画の変更の必要性を協議する。

### 2 放火防止対策

#### (1) 放火防止対策の推進

統括防火管理者は、次の事項を推進する。

ア 建物内及び建物周囲にみだりに可燃物を置かない。

- イ 物置、空室、ゴミ集積所など放火されやすい場所の施錠管理を徹底する。
- ウ 階段室、トイレなど死角となりやすい場所の監視に努める。
- エ 挙動不審者の監視に努める。
- オ 必要に応じ、常夜灯を設置するなど建物周囲の放火防止に努める。

### 3 火災予防のための注意事項及び災害時の活動要領の掲示

各防火管理者は、火災予防及び災害による被害の軽減のため、「火災予防の役割と日ごろの注意事項」(別表2)及び「自衛消防隊の編成と任務」(別表3-1)を従業員の目につきやすい場所に掲示する。  
※ 建物が小規模の場合は、「自衛消防隊の編成と任務(小規模)」(別表3-2)を活用して下さい。

### 4 日常点検

統括防火管理者は、「自主検査チェック表」(別表4)及び「消防用設備等自主点検チェック表」(別表5)に基づき、共用部の日常点検を行う。

### 5 消防用設備等の法定点検

各管理権原者は、消防法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施出来るよう協力する。また、点検には、統括防火管理者、防火管理者又はこれらの代行者が立ち会う。

### 6 防火教育

統括防火管理者は防火管理者と協力し、従業員等の防火管理業務に従事する者に対して、消防計画の内容を周知するなど防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

### \* 7 防火対象物点検及び報告

#### (1) 点検報告の委任

各管理権原者は、法8条の2の2の規定に基づく防火対象物点検及び報告の事務手続きを  
〔 〕に委任する。

#### (2) 各管理権原者の義務

各管理権原者は、点検者が行う点検に積極的に協力するとともに、点検者から不備指摘等があれば即時改善する。

※ 上記7について、各管理権原者が、共同して防火対象物点検報告を行う場合は、記入して下さい。

### 災害が起きた時の行動

#### 1 自衛消防隊の設置及び災害時の任務

火災などの災害が起きたときの被害を最小限にとどめるため、この建物に自衛消防隊を設置し、「自衛消防隊の編成と任務」(別表3-1)のとおり自衛消防隊を編成し、その任務を行う。

※ 建物が小規模の場合は、「自衛消防隊の編成と任務(小規模)」(別表3-2)を活用して下さい。

#### 2 公設消防隊に対する情報提供

統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に公設消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を保管する。

##### (1) 統括防火管理台帳(別記4)

##### (2) 各テナントの緊急連絡先

##### (3) この建物全体及び各階別の見取図

ア テナント、通路、階段の配置など避難経路図

イ 消防用設備等の配置図

ウ 変電室、危険物施設などの位置図

#### 3 公設消防隊の誘導

火災、地震その他の災害等が発生した際は、この建物の正面玄関等の目につきやすい場所に公設消防隊を誘導するための係員を配置する。

#### 4 ガス漏れ対策

ガス漏れ事故防止対策は、(別記5)による。

### その他の対策

- \* 1 この建物全体についての防火管理業務の一部委託  
この建物全体についての防火管理業務の一部を「防火管理業務委託状況表」(別表6)のとおり委託する。
- \* 2 南海トラフ地震に係る防災対策を講ずる必要のある区域に該当する場合  
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、津波からの円滑な避難の確保を行うほか、地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図るため、次により実施する。
  - (1) 南海トラフ地震に伴う津波警報が発表された際の避難場所は〔 〕  
とし、隊長が緊急性があると判断した場合、敷地内に耐震性のある建物が存する場合（自社ビルの場合は、避難した人が3階以上の階において集合できる階の平面図【別図1】のとおりとする。）は、当該建物の3階以上の階への避難を優先する。
  - (2) 中・高層の建物に存する又は入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることができる。
  - (3) 避難場所までの避難経路は、付近見取図等（避難場所までの経路が判明する地図）【別図2】のとおりとする。
  - (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
  - (5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
  - (6) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、自衛消防組織は、管理権原者の指示に基づき、防災に関する業務を終了する。
  - (7) 次の防災訓練を年1回以上実施することとし、必要に応じて自衛消防訓練と併せて実施する。  
災害が起きた時の役割にあっては、(別表3-1、3-2)のとおりとする。
    - ア 情報収集・伝達に関する訓練
    - イ 津波からの避難に関する訓練
    - ウ その他前各号を統合した総合防災訓練
  - (8) 防火管理者等が従業員等に対して行う教育は次により、別に定める防火・防災教育と併せて実施する。
    - ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
    - イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
    - ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
    - エ 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に具体的にとるべき行動及び従業員等が果たす役割
    - オ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
    - カ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
  - (9) 防火管理者等が顧客等に対して事前に行う広報は次による。
    - ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
    - イ 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震

臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合の出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

- ウ 正確な情報入手の方法
- エ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- オ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- カ 各地域における避難場所及び避難通路に関する知識

- ※ 上記1について、この建物全体についての防火管理業務の一部を委託する場合に記入して下さい。
- ※ 上記2について、この建物が、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法で指定された「推進地域」のうち、南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定められた地域に該当している場合に記入して下さい。

#### 附 則

この全体の消防計画に定めたことは、 年 月 日から実施する。

## 別表 1

管理権原者等一覧表（作成例）

事業所（テナント）名称	管理権原者（役職・氏名）	管理権原の範囲 (※必要に応じ平面図等に示す)
	防火管理者（役職・氏名）	
○○○○株式会社	代表取締役社長 ○○ ○○ 総務部長 ○○ ○○	1階～3階部分

( / )

別表2

## 火災予防の役割と日ごろの注意事項（作成例）

役 割
<p>1 管理権原者と統括防火管理者は、この建物での火災予防など安全を守ることについて、みなさまを指導、監督する責任と権限をもっています。</p> <p>2 防火管理者は、テナント内の火災予防など安全を徹底して、この建物の安全性を高めることに努めます。</p>
日ごろの注意事項
<p>1 通路、階段、出入口など災害が起きたときに避難通路となる所には、物を置いたり、カーテンなどで隠さないでください。</p> <p>2 消火器、誘導灯、屋内消火栓設備など万一の災害に備えた設備や器具は、見通すことができ、いつでも使える状態にしておいてください。</p> <p>3 防火戸や防火シャッターの周りには、閉鎖の障害となったり、延焼の媒介となったりするような物を置かないでください。</p> <p>4 機械室、ボイラー室、変電室などは、専任の係員以外は立入らないでください。</p> <p>5 テナントが無人となるときは、最後に出る人が必ず火の始末をして、鍵をかけてください。</p> <p>6 指定した喫煙場所以外は、禁煙とし、吸い殻は、指定した水入り容器以外に捨てないでください（テナント内は、それぞれで決めてください。）。</p> <p>7 この建物やテナントの安全を守るために注意することで、わからないことがあるときは、統括防火管理者か防火管理者に聞いてください。</p>
工事中の出火防止
<p>1 工事をするときは、工事の前に統括防火管理者と相談してください。</p> <p>2 工事の施工者は、工事中の火災予防のため、担当責任者を定めて統括防火管理者に報告してください。</p> <p>3 工事中の担当責任者は、工事中の安全を守るための計画書を作成し、統括防火管理者に提出してください。</p> <p>4 溶接など火を使う作業をするときは、防炎性能のある工事用シートなどで区画し、近くに消火器などの消防用具を準備してください。</p> <p>5 危険物、高圧ガスなどの持込みや火を使う作業については、その都度、統括防火管理者の承認を受け、その数量、品名、管理方法や火の使用場所と時間などをはっきりさせてください。</p>
統括防火管理者に報告しなければならないこと
<p>1 決められた場所、時間以外で臨時に火を使用しようとするとき</p> <p>2 テナント独自で工事をしようとするとき</p> <p>3 消防訓練をしようとするとき</p>

別表3-2

「

## 」自衛消防隊の編成と任務(小規模)(作成例)

		火災時の任務	地震時の任務	ガス漏れ時の任務
自衛消防隊長	( )	自衛消防隊の統括 •指揮、命令と従業員の安全管理 •119番の通報確認、避難完了確認 •公設消防隊到着時の誘導と情報提供	自衛消防隊の統括 •避難開始時期、避難場所の決定 •命令等の伝達 •被害状況の把握	自衛消防隊の統括 •避難開始時期、避難場所の決定 •ガス本管の閉鎖時期決定 •ガス会社の安全確認のもと、火気使用設備器具等の再使用時期決定
自衛消防副隊長	( )	隊長の補佐、隊長不在時の任務の代行	隊長の補佐、隊長不在時の任務の代行	隊長の補佐、隊長不在時の任務の代行
発見者・ その近くにいる人	( )	•大声又は非常ベルで、火災の発生を知らせる •119番へ通報する •近くにある消火器や水などで消火する	•使用中の火を始末する •安全な場所で落下物から身を守る •扉やドアなどを開放する	•大声でガス漏れを知らせ、元コックを閉める •使用中の火やタバコを消すよう大声で知らせる
通報連絡班	( ) ( ) ( )	•大声又は非常ベルで、火災の発生を知らせる •119番へ通報 •119番の通報確認	•館内放送等による呼びかけ、パニック発生の防止 •携帯ラジオ等による情報収集 •被害状況を調査し、隊長へ報告	•次の事項についての館内放送等 使用中の火やタバコを消すこと 電気器具やスイッチ類に触れないこと 係員の指示や誘導に従うこと •消防、ガス会社、警察への通報
避難誘導班	( ) ( ) ( )	•火災の発生を大声で知らせ、在館者を安全な方向へ誘導する。 •避難状況(避難完了、逃げ遅れ等)を指揮班に報告する。	•扉やドアの開放 •避難通路、階段等の障害物等の除去 •被害状況を調査し、隊長へ報告	•ガス漏れ区域外の窓や扉を開放 •爆発の影響範囲外への避難誘導
消火班	( ) ( ) ( )	•手近な消火器を火点に集める •消火器、水バケツなどで消火する	•負傷者の救助 •火災に備えての消火準備 •被害状況を調査し、隊長へ報告	•窓の開放による漏洩ガスの外気への排出 •火災に備えての消火準備

別表4

## 自主検査チェック表

区分	検査項目	結果
建築物 及び 工作物	1 柱・はり・壁・床等に欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	2 天井の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	3 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	4 外壁・ひさし・パラペット等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
	5 防火区画（床又は壁）の埋めもどし施工は、完全であるか。	
	6 防火戸、防火シャッター及び閉鎖装置は、破損、さびつき等がなく、確実に作動するか。	
	7 防火戸、防火シャッターの作動ライン内に物品を存置していないか。	
	8 防火戸、防火シャッターの直近に可燃物を存置し、延焼媒介となるおそれがないか。	
	9 常時閉鎖式防火戸は、開放状態のまま放置していないか。	
	10 避難口扉の開放方向は、外開きとなる等、避難上適正であるか。	
	11 階段、通路等の避難施設の床面は、避難に際しまづき又はすべり等が生じるおそれがないか。	
防火 管理	12 非常用進入口に通じる通路は、有効に確保しているか。	
	13 建築物内外は、常に整理整頓し、可燃物は放置していないか。	
	14 終業後の防火点検は、確実に実施しているか。	
避難 管理	15 避難口扉は、開放したとき、開いた扉によって避難通路を狭めることがないか。	
	16 避難口扉は、避難に際して合い鍵を用いることなく、屋内から解錠することができるか。また、解錠方法の表示があるか。	
	17 避難口扉は、カーテン等で隠ぺいしたり、鏡その他の装飾品等を設けたりして識別の妨げとなっていないか。	
	18 避難口付近は、物品等を存置し、避難上支障となっていないか。	
	19 防火戸、防火シャッター等のそとびら又はくぐり戸は、避難に際して直ちに開閉することができるか。	
	20 避難通路は、入場者の避難が容易に行うことができるよう、すべての避難口に直通しているか。	
	21 避難通路は、入場者の避難上有効な幅員となっているか。	
	22 避難通路、避難階段に避難上支障となる物品を存置いていないか。	
	23 階段を一部の用途専用となるように区画し、避難の障害となっていないか。	
	24 避難施設等を図示した避難経路図の掲出を行っているか。	

区分	検査項目		結果
防炎規制	25	カーテン、幕類、布製ブラインド、じゅうたん、展示用合板等の防炎対象物品は防炎性能を有しているか。	
	26	防炎性能を有するものには、防炎ラベルを貼付しているか。	
火気使用設備・器具等	27	火気使用設備・器具等の構造は適正か。	
	28	火気使用設備・器具等の付近は整理整頓され、可燃物は火災予防上安全な距離を有しているか。	
	29	煙突、煙道の構造は適切か。また、可燃物とは安全な距離を保有しているか。	
	30	厨房設備・器具等（給湯湯沸し器含む。）のフード、フィルター、ダクト内は、定期的に清掃し、防火ダンパーの維持管理は適切か。	
	31	異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。	
	32	燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	33	火気使用設備等は、取扱責任者を定め、使用時の監視並びに使用後の点検を励行しているか。	
電気設備・器具等	34	電気配線は、適切な配線工事をしているか。	
	35	電線、コード、器具等は使用場所、用途に適合したものを使用しているか。	
	36	コードの亀裂、老化、損傷はないか。	
	37	タコ足の接続を行っていないか。	
	38	許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
	39	電気設備は、必要な知識及び技能を有する者によって保守点検し、安全に使用しているか。	
火の使用制限	40	裸火の使用、危険物品の持ち込みをする場合は、必要最小限度とし、消防署の許可を受けて行っているか。	
	41	喫煙の管理は、喫煙場所を設けて適切に行っているか。	
	42	喫煙所や禁煙場所を示す標識は適切に掲出されているか。	
危険物等	43	消防法又は大阪市火災予防条例で定める数量以上の危険物等（指定可燃物等、圧縮アセチレンガス、無水硫酸、液化石油ガス、生石灰、毒物、劇物を含む。）を、無許可又は無届けで、貯蔵又は取扱いをしていないか。暖房用燃料等の取扱いは、適正か。	
	44	容器の転倒、落下防止措置はあるか。	
	45	危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	
	46	整理、清掃状況は適正か。	
検査実施日		年 月 日	統括防火管理者確認
検査実施者			

凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修】

別表5

## 消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	結果
消火器	1 所定の場所に置いてあるか。標識に汚れ、破損がないか。 2 消火器の変形、損傷、腐食等がないか。薬剤の漏れがないか。 3 安全栓のはずれ、封の脱落がないか。 4 ホースに変形、損傷、老化等がなく、詰まりがないか。 5 圧力は、指示範囲にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式)	1 使用上の障害となる物品はないか。 2 消火栓扉は、容易に開閉できるか。 3 ホースやノズルが接続され、変形、損傷等がないか。 4 表示灯は、点灯しているか。	
スプリンクラー設備	1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 送水口は変形していないか。また、その付近に障害物がないか。 4 スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。 5 制御弁は、常時「開」の状態になっているか。	
水噴霧消火設備	1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 管、管継手等に漏れ、変形がないか。	
泡消火設備	1 泡の散布を妨げるものはないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 泡のヘッドの詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	1 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動起動装置) 2 手動起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」、「ハロゲン化物消火設備」の表示が設けられているか。 3 スピーカー及びヘッドに変形、損傷等はないか。 4 貯蔵容器の設置場所に標識が設けられているか。	
屋外消火栓設備	1 使用上の障害となる物品はないか。 2 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 3 ホースやノズルに変形、損傷がないか。	
動力消防ポンプ設備	1 常置場所の周囲に使用の障害となる物品がないか。 2 車台、ボディー等に割れ、変形、ボルトの緩みがないか。 3 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備	1 表示灯は点灯しているか。 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 4 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備	1 表示灯は点灯しているか。 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 4 ガス漏れ検知器の変形、損傷、腐食がないか。	
実施設備	確認箇所	結果

漏電火災警報器	1 電源表示灯は、点灯しているか。 2 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油、煙、ほこり、さび等で固着していないか。	
非常ベル	1 表示灯は、点灯しているか。 2 操作上障害となる物品がないか。 3 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備	1 電源監視用の電源圧力計の指示は、適正か。また、電源監視用の表示灯は、正常に点灯しているか。 2 試験的に、正常に放送ができるかどうかを確認する。	
避難器具	1 避難に際し、容易に接近できるか。 2 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 3 開口部付近に書棚、展示台等を置き、開口部をふさいでいないか。 4 降下に際し障害物がなく必要な広さが確保されているか。 5 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯	1 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 2 誘導灯が、間仕切り、ついたて、ロッカー等の障害物により見えにくくなっていないか。 3 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。 4 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水	1 周囲に、樹木等使用上の障害となる物品はないか。 2 道路から吸管投入口又は採水口までに、消防自動車の進入路が確保されているか。 3 防火水槽等は、有効水量が確保されているか。	
連結散水設備	1 送水口の周囲に消防自動車の接近に障害となる物品はないか。 2 送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。 3 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 4 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管	1 送水口の周囲に、消防自動車の接近に障害となる物品はないか。 2 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 3 放水口の周囲に、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物品がないか。 4 放水口を格納する箱は、変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。	
非常コンセント設備	1 周囲に使用上障害となる物品はないか。 2 保護箱は、変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 3 表示灯は、点灯しているか。	
無線通信補助設備	1 地上及び地下の無線機接続端子には、無線機接続端子である旨が表示されているか。 2 地上及び地下の無線機接続端子に変形、腐食等がないか。 3 地下の同軸ケーブルは、外形上著しいたるみ、亀裂等がないか。	
検査実施者氏名		防火管理者 統括防火管理者
		確認

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告してください。】

凡例【○—良、×—不良、◎—即時改修】

別表 6

## 防火管理業務委託状況表

( 年 月 日現在)

委託方式		<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 巡回 <input type="checkbox"/> 遠隔移報 <input type="checkbox"/> 常駐遠隔 <input type="checkbox"/> 巡回遠隔		
防火対象物	名称 所在 地	TEL ( ) -		
	管理権原者氏名	防火管理者氏名		
受託者	受託者氏名 住所  * 法人等の場合 名称及び事務所の所在地	氏名（名称）  住所（所在地）  担当事務所  TEL ( ) -		
	受託者の行う防火管理業務の範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等、監視業務 <input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生（発見）した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
受託者 関係事項	受託区域			
	常駐場所	TEL ( ) -		
	従事区分	<input type="checkbox"/> 終日 <input type="checkbox"/> 就業中 <input type="checkbox"/> 就業外		
	常駐人員			
	従事時間帯	＊＊＊＊		
	巡回	回 (名)	回 (名)	回 (名)
	要員待機場所	到着所要時間		覚知後 分

[ ○△□ビル ] 協議会について（作成例）

1 協議会の設置

(1) 目的

この建物全体の防火管理体制を向上させるため、すべての管理権原者を構成員とする協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

(2) 事務局

協議会の事務局は、[ 1 階 ○○○株式会社 ] に置きます。

2 協議会の運営

(1) 会議の開催

協議会は、[ 月と 月 ] に定例会議を開催します。また、以下の場合に特別会議を開催します。

ア 同種の建物で火災その他の災害が起きて、多大な被害が出たとき

イ 管理権原者や統括防火管理者からの報告、又は提案により協議会の代表者（以下「会長」という。）が会議を開く必要があると認めたとき

ウ 過半数の管理権原者から要請があったとき

エ その他この建物の安全について緊急な協議が必要なとき

(2) 協議の決定

協議会での決定は、3分の2以上の管理権原者が出席（委任状提出者を含みます。）する会議で、その3分の2以上の賛成により決定します。

(3) 経費の取扱い

協議会の運用に必要な経費の取扱いについては、別途定めます。

3 会長及び副会長

協議会に会長と副会長を置き、管理権原者の互選により選任します。

(1) 会長

会長は、協議会を代表し、会務を統括します。

(2) 副会長

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行します。

4 [ ○△□ビル ] 協議会構成員

[ ○△□ビル ] 協議会構成員の一覧表は、別記 5 「協議会構成員一覧表」のとおり。

### 協議会構成員一覧表(作成例)

	事業所名	職・氏名
会長 (代表者)	○○○株式会社	代表取締役 ○○ ○○
副会長		
統括防火管理者		
事務局	1階	○○○株式会社

## 指 示 事 項(作成例)

指示日	事業所名	管理権原者	指 示 事 項
		防火管理者	
○年○月○日	○○○株式会社	□□ □□	2階踊り場にある荷物の移動
○年○月○日		△△ △△	

## 統括防火管理台帳

防火対象物 名称・所在地				
管 理 関 係	所 有 者	氏名・住所（法人の場合は、名称・住所・代表者職・氏名）		
	統括防火管理者	氏名（勤務先所在地・名称・職・氏名）		
建 物 概 要	構造様式（階数）	建築面積 m <sup>2</sup>	延面積 m <sup>2</sup>	テナント数 (従業者数)
	合計	敷地面積 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	店 (名)
電 気 ・ ボ イ ラ ー ・ 危 険 物 概 要	施設別（能力・容量・取扱数量等）	設置（許可・届出）年月日		

消 防 用 設 備 等	設備別（種別・数量・設置位置等）	設置（届出）年月日
備 考		

## ガス漏れ事故防止対策

### 第 1 日常における対策

ガス会社が行う定期点検等の立会い

防火管理者は、ガス会社等が行う定期点検等に立会い、状況の確認に努める。

### 第 2 ガス漏れ時の応急措置

#### 1 ガス漏れ覚知時の措置

ガス漏れの通報又はガス漏れ火災警報設備等の作動により、ガス漏れを覚知した場合は、次に定める必要な措置をとる。

- (1) 防災センターにガス臭気の通報があった場合、場所、ガス臭気の程度、実施した措置等について聴取し、自衛消防隊に周知するとともに、その状況を館内放送する。
- (2) 防災センター勤務員は、直ちにガス漏れ区域に直行し、その状況を防災センターに報告する。
- (3) 防災センターの勤務員は、ガス漏れを確認後、直ちに大阪ガス（ ）営業所（電話番号 - ）及び119番へ通報するとともに、次の内容を館内放送等で周知する。
  - ア ガス器具のほか、電熱器を含むすべての火気の使用禁止
  - イ 噫煙の禁止
  - ウ 電源スイッチ操作の禁止
  - エ 火花を生ずるおそれのある作業又は行為の禁止

#### 2 避難誘導

避難誘導班は、館内放送等でガス漏れ事故の覚知と同時に火災時と同様の避難誘導体制をとり、自衛消防隊長若しくは防災センターの避難開始指示を待つ。なお、ガス漏れ区域にあっては直ちに避難誘導する。

#### 3 漏えいガスの排除

窓の開放等自然換気による拡散排除に努める。

#### 4 立入禁止区域の設定

立入禁止区域を設定する時機、範囲及び設定要領については、次による。

- (1) 設定時機は、ガス漏れ箇所、範囲、区画状況等を考慮して、できる限り早い時機に設定する。
- (2) 設定区域は、爆発による影響があると思われる部分を推測し、禁止区域を設定する。
- (3) 立入禁止区域は、ロープ及び標識等により明示する。

#### 5 消防隊及びガス会社への情報提供

消防隊及びガス会社到着時に次の情報を提供する。

- (1) 漏えい箇所
- (2) 爆発の有無、被害の状況
- (3) 緊急遮断等ガス供給停止の有無及び停止箇所
- (4) 火気使用設備・器具等の使用停止及び電源遮断の状況

- (5) 避難誘導の状況
- (6) 死傷者や逃げ遅れた者の有無と人数
- (7) 自衛消防隊の活動状況
- (8) その他必要な事項

## 6 緊急遮断弁を閉止した場合における復旧の際の留意事項

- 緊急遮断弁を閉止した場合、ガスを使用している施設にあっては、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 器具栓、元栓及びメーターコックをすべて閉止し、ガス会社の許可無く使用しない。
  - (2) 自衛消防隊長からの指示があるまで、火気の使用を禁止する。

## 第3 教育及び訓練

### 1 教育

防災教育の時期に合わせて、次の内容を指導する。

- (1) ガス爆発の影響範囲に関するここと
- (2) ガス漏えい時の措置
- (3) ガス漏れ火災警報設備等の機能
- (4) 緊急遮断弁の位置及び閉止の基準等
- (5) その他必要な事項

### 2 訓練

自衛消防訓練の時期に合わせて、次の内容を訓練する。

- (1) 通報伝達
- (2) 爆発防止措置
- (3) 在館者等の避難誘導
- (4) ガス漏れ箇所の確認
- (5) 緊急遮断弁の閉止操作
- (6) 立入禁止区域設定
- (7) 救助、救急
- (8) 救護所の設営及び負傷者の状況等の情報収集
- (9) その他

【別図 1】 平面図



【別図 2】 付近見取図 [避難経路図]



※ 【別図 1】または【別図 2】を必要に応じて作成する。